

低圧のお客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

## 低圧の電気料金の見直し及び約款改定について

平素より NTT ファシリティーズの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年6月19日にお知らせしましたとおり、弊社は、低圧でご契約中のお客さまの電気料金を見直しいたします。

この度、見直し後の料金単価と見直し時期が決まりましたのでお知らせいたします。

合わせて、電力供給約款を改定いたします。詳細は下記をご覧ください。

お客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、安定的な電力供給を継続するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 電気料金の見直し

弊社は、昨今の燃料価格や電力卸市場価格の急激な高騰を受け、誠に不本意ながら、低圧のお客さまの電気料金を次のとおり見直しいたします。

- 電気料金単価を値上げ**し、2023年6月1日時点でのみなし小売電気事業者の規制料金<sup>1</sup>と同一単価とさせていただきます。値上げ後の料金単価は**別添 1**のとおりです。
- オプションプラン表に定める**おまとめ割引と複数年割引を廃止**いたします。

### 2. 電力供給約款の改定

次の1～3について改定しました。詳細は**別添 2**をご参照ください。

項目	改定の経緯
1 料金改定に関する項目	電力供給約款の「別添 料金一覧表」を変更する必要があることを明記いたします。
2 定義の追加	みなし小売電気事業者に関する定義を追加いたします。
3 自動更新を行わない場合の通知時期	資源エネルギー庁より、小売電気事業者等からお客さまへの解約等の申出を、「低圧の場合は60日前までに行うように」との指示があったため、自動更新を行わない場合の弊社からの通知時期を「60日前」に変更いたします。

### 3. 適用時期

項目	適用時期
1 電気料金単価の値上げと割引の廃止	2023年10月1日(2023年11月分の料金算定期間から適用)
2 電力供給約款の改定	2023年10月1日

### 4. 清算金および解約金について

低圧でご契約中のお客さまが、**2023年10月1日から2023年12月31日までに他の小売電気事業者への切替を完了された場合**、清算金および解約金の扱いは次のとおりといたします。

- 電力供給約款（低圧）第41条(1)および(2)にかかわらず、清算金は請求いたしません。
- オプションプラン表【複数年割引】第4条にかかわらず、解約金は請求いたしません。

#### 【お問い合わせ先】

株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203 電話受付時間 9:00-17:00 (土日祝日除く) E-mail [nttf-info@nttf-em.jp](mailto:nttf-info@nttf-em.jp)

<sup>1</sup> 規制料金：東京電力エナジーパートナー株式会社等のみなし小売電気事業者が供給する特定小売供給約款に基づく料金メニュー（従量電灯、低圧電力等）